

診療所(歯科診療所)新規開設の手引き(構造設備)(個人・法人とも)

◆構造設備について(記載内容は無床診療所の基準です。有床診療所については、お問合せください。)

院内掲示義務(法第14条の2)

次に掲げる事項を当該診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。

①管理者氏名、②診療に従事する医師又は歯科医師の氏名、③医師又は歯科医師の診療日及び診療時間

清潔保持義務(法第20条)

清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

消防設備等(施行規則第16条第1項第16号)

消火用の機械又は器具を備えること。

※医療法施行規則第16条に規定の構造設備基準の他、下記の主な指導基準にご留意ください。

主な指導基準

項目	主な指導基準																
建物の構造概要及び平面図	<p>(1)診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に明確に区画されていること。 <例1>診療所と居宅が併設されている場合 診療所と居宅の出入り口がそれぞれ別になり、廊下等を共用することなく明確に区画されていること。 <例2>2階以上の建物で診療所と他の事務所が併設されている場合 診療所と事務所の出入り口がそれぞれ別になり、かつ診療所と事務所がそれぞれ別に専用階段が設けられているなど、明確に区画されていること。 <例3>雑居ビルなどの場合 ビルの階段、廊下等と診療所が明確に区画されていること。 他の施設との区画は、原則として天井まで仕切りがあること。</p> <p>(2)医療機関の各施設は、原則として構造上の一体性を保つこと <例>雑居ビル等の数階にわたって開設される場合 共通に利用する階段・エレベーターを使用する場合は、階段・エレベーターから、部外者が容易に診療所に入る事が出来ないよう、扉等により区画されていること。</p> <p>(3)内部構造は原則として必要な各室が独立していること。 廊下と診察室の区画が判然としない構造は不適当</p> <p>(4)各室用途が明示されていること。</p>																
診察室	<p>(1)1室で多くの診療科を担当することは好ましくない。</p> <p>(2)小児科については、単独の診察室を設けることが望ましい。</p> <p>(3)他の室と明確に区画されていること。 診察室が他の室への通路となるような構造でないこと。</p> <p>(4)診察室と処置室を兼用する場合は、処置室として使用する部分をカーテン等で区画する事が望ましい。</p> <p>(5)診察室は、医師1人につき一室が望ましい。</p> <p>(6)給水設備がある事が望ましい。</p>																
診察室等の標準の面積	<table border="0"> <tr> <td>・診察室</td> <td>9.9㎡以上</td> <td>・手術室</td> <td>9.9㎡以上</td> </tr> <tr> <td>・歯科治療室</td> <td>1セット当たり6.3㎡以上</td> <td>・調剤室</td> <td>6.6㎡以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2セット以上は1セットにつき5.4㎡以上</td> <td>・待合室</td> <td>3.3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>・歯科技工室</td> <td>6.6㎡以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	・診察室	9.9㎡以上	・手術室	9.9㎡以上	・歯科治療室	1セット当たり6.3㎡以上	・調剤室	6.6㎡以上		2セット以上は1セットにつき5.4㎡以上	・待合室	3.3㎡以上	・歯科技工室	6.6㎡以上		
・診察室	9.9㎡以上	・手術室	9.9㎡以上														
・歯科治療室	1セット当たり6.3㎡以上	・調剤室	6.6㎡以上														
	2セット以上は1セットにつき5.4㎡以上	・待合室	3.3㎡以上														
・歯科技工室	6.6㎡以上																
歯科治療室	<p>(1)他の室と明確に区画されていること。 歯科治療室が他の室への通路となるような構造でないこと。</p>																
歯科技工室	<p>(1)防じん設備その他必要な設備(防火設備、消火用機械・器具等)を設けること。 (2)その他構造設備については、保健所へ確認すること。 (3)診療所の患者以外の者のためにも歯科技工が行われる場合には、歯科技工所として届出が必要であり、診療所と機能的・構造的に(外形上明白に)区分されていること。</p>																
検査室	<p>(1)臨床検査室は、他の室と明確に区画されていること。 (2)血液、尿、喀痰、糞便等について、通常行われる臨床検査に必要な設備が設けられていること。</p>																
その他	<p>手術室・準備室、分娩室・新生児入浴施設、エックス線装置・診療室、調剤所(院内処方)等は、保健所へお問い合わせ下さい。</p>																
建築確認について	<p>新築物件での開設許可(届出)は、医療法施行規則第16条第2項の構造設備基準を満たしている事を確認する為、建築確認の後に行うこと。</p>																

※上記は、主な東京都の指導基準です。構造設備によっては、この他による場合がありますので、事前相談時に図面をご持参ください。